

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	山形県 大江町

## 大江町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 大江町農林課  
所在地 山形県西村山郡大江町大字左沢 882-1  
電話番号 0237-62-2115  
FAX番号 0237-62-4736  
メールアドレス norin@town.oe.yamagata.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ヒヨドリ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ウソ、ドバト、野ウサギ、ニホンジカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	山形県 大江町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
ツキノワグマ	果樹	1.34	1,090
ハクビシン	果樹	0.04	7
イノシシ	稲	0.41	128
	果樹	0.01	2
	野菜	0.01	5
ヒヨドリ	—	—	—
ハシブトガラス	果樹	0.18	147
ハシボソガラス	野菜	0.12	65
ウソ	—	—	—
ドバト	—	—	—
野ウサギ	—	—	—
ニホンジカ	果樹	0.08	11

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

クマ	中山間地の果樹を中心に被害がある。 中心市街地である左沢地区周辺でも目撃されるようになってきている。
ハクビシン	町内全域に生息しており、夏から秋にかけて果樹及び野菜の食害がある。民家の屋根裏や空き家に住み着いていることもある。
イノシシ	町内全域に広く生息している。水田への侵入や畦畔の掘り起こし、野菜の食害・果樹園の掘り起こしなどの被害が深刻である。
ヒヨドリ	町内全域に広く生息しており、過去に果樹の食害が報告されてい

	たが、近年は報告が無い。
ハシブト ガラス ハシボソ ガラス	町内全域に広く生息しており、野菜や果樹への食害がある。
ウソ	町内全域に広く生息しており、過去に果樹や桜の花芽の食害があった。近年は報告が無い。
トバト	町内全域に広く生息しており、過去に大豆等の豆類に対する食害があった。近年は報告が無い。
野ウサギ	町内全域に広く生息している。冬から春にかけて、果樹の新芽への食害が発生しており、次年の果樹生育へ影響を及ぼしている。
ニホンジ カ	町内全域に広く生息しており、果樹の新芽への食害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

#### ツキノワグマ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積（ha）	1.34	0.804
被害金額（千円）	1,090	654

#### ハクビシン

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積（ha）	0.04	0.02
被害金額（千円）	7	3.5

#### イノシン

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積（ha）	0.43	0.301
被害金額（千円）	135	94.5

#### ヒヨドリ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積（ha）	0	0
被害金額（千円）	0	0

ハシブトガラス・ハシボソガラス

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積（ha）	0.3	0.18
被害金額（千円）	212	127.2

ウソ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積（ha）	0	0
被害金額（千円）	0	0

ドバト

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積（ha）	0	0
被害金額（千円）	0	0

野ウサギ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積（ha）	0	0
被害金額（千円）	0	0

ニホンジカ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積（ha）	0.08	0.048
被害金額（千円）	11	6.6

計

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積（ha）	2.19	1.353
被害金額（千円）	1,455	885.8

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に 関 す	・鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲において実施してき	・捕獲体制について従来、猟友会会員が鳥獣被害対策実施隊員と

る取組	た。 ・銃器及びくくりわな、箱わなで実施している。	なり行われてきたが、70代の方が多く、次世代の育成が急務となっている。 警戒心が強く、わなに掛かりにくいため、わな設置の技術力向上が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・電気柵等に対する補助金を活用し、個人で設置するなど対応を行っている。	・現在は個人を単位とした柵の設置が基本であり、効果が限定的である。広域での防護柵設置の検討が必要であるが、管理の問題などがあり、なかなか進まない。
生息環境管理その他の取組	・摘果後の適切な処分や放任果樹の撤去等の指導をしている。	・刈り払い等で緩衝帯の整備が必要であるが、人員・予算の不足等によりできていない。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

実施隊員の負担軽減のため、ICT 機器や GIS を活用した捕獲活動を推進していく。また、広域での防護柵設置に向け地域での話し合いを進める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

町より委任された大江町鳥獣対策実施隊が、各地区・団体及び大江町鳥獣被害防止対策協議会などからの依頼に基づき捕獲を行う。

被害報告を受けた町、鳥獣被害防止対策協議会事務局は、すみやかに鳥獣被害防止対策実施隊に連絡し、現地での被害状況の把握等を行ってもらい、その後の対応について検討する。捕獲する判断をした場合は、鳥獣被害防止対策実施隊によりわな等の設置、銃の使用等を行う。

なお状況に応じて、ライフル銃の使用が必要となった場合は、被害防止計画に基づき対象鳥獣の捕獲等に従事している者に対してライフル銃を所持させる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ツキノワグマ ハクビシン イノシシ	・ 狩猟免許取得希望者への助成支援を行い、捕獲体制の充実・担い手の確保を行う。 ・ 町予算において、わなや ICT 機器の購入し、鳥獣被害防止対策実施への無償貸し出しを行うことで、捕獲活動の活性化、実施隊員の負担軽減、担い手の育成を図っていく。
令和8年度	ヒヨドリ ハシブトガラス ハシボソガラス ウソ	
令和9年度	ドバト 野ウサギ ニホンジカ	

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>町としての対象鳥獣の生息数の把握は困難な状況にあるため、対象鳥獣に対する捕獲計画数については、農林水産業の被害状況、近年の捕獲実績、今後の取組みによる効果等を勘案し、設定するものとする。</p> <p>なお、イノシシについては、依然として多大な農業被害が報告されていることから、特に積極的な捕獲を推進する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	同左	同左
ハクビシン	50	同左	同左
イノシシ	80	同左	同左
ヒヨドリ	30	同左	同左
ハシブトガラス ハシボソガラス	80	同左	同左
ウソ	30	同左	同左
ドバト	30	同左	同左
野ウサギ	30	同左	同左
ニホンジカ	5	同左	同左

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシについては銃器及びわなにより捕獲を行い、鳥類については銃器により捕獲を行う。また、錯誤捕獲の内容に留意し、錯誤捕獲が起きた場合は速やかに関係機関に連絡し対応を図る。</p> <p>なお、捕獲の時期、場所の選定については被害状況、動向等から最も効果的な選択を行うものとする。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ツキノワグマとイノシシの捕獲については、わなによる捕獲が効果的でない場合、及び広範な地域での捕獲等の必要性がある場合な</p>

どライフル銃を使って捕獲をすることが効果的である場合に使用。また、わなにより捕獲したツキノワグマ、イノシシを適切に処理する際、ライフル銃を使用。

なお、捕獲の時期、場所の選定については安全性、被害状況、動向等から最も効果的な選択を行うものとする。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	ハクビシン、イノシシ、ウソ、ドバト、ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
ツキノワグマ イノシシ ハクビシン ニホンジカ	電気柵 2.0 k m	電気柵 2.0 k m	電気柵 2.0 k m

財源：県補助事業（町で 1 / 2 上乗せ）

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度

ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ヒヨドリ ハシブトガラス ハシボソガラス ウソ ドバト ノウサギ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な方法での電気柵の設置が継続してなされているかどうか、定期的に巡回を行う。</li> <li>広域での防護柵設置に向けて地域での話し合いを進める。</li> </ul>	同左	同左
---	---	----	----

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ツキノワグマ ハクビシン イノシシ	町内の農業被害が多い地域において、緩衝帯の設置等の検討及び取組が重要と考える。しかし、軽減効果を長期的に維持するためには継続的に緩衝帯を整備する必要がある、過疎化・高齢化が課題である当町では労働力と予算の確保が困難である。
令和8年度	ヒヨドリ ハシブトガラス ハシボソガラス ウソ	
令和9年度	ドバト ノウサギ ニホンジカ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

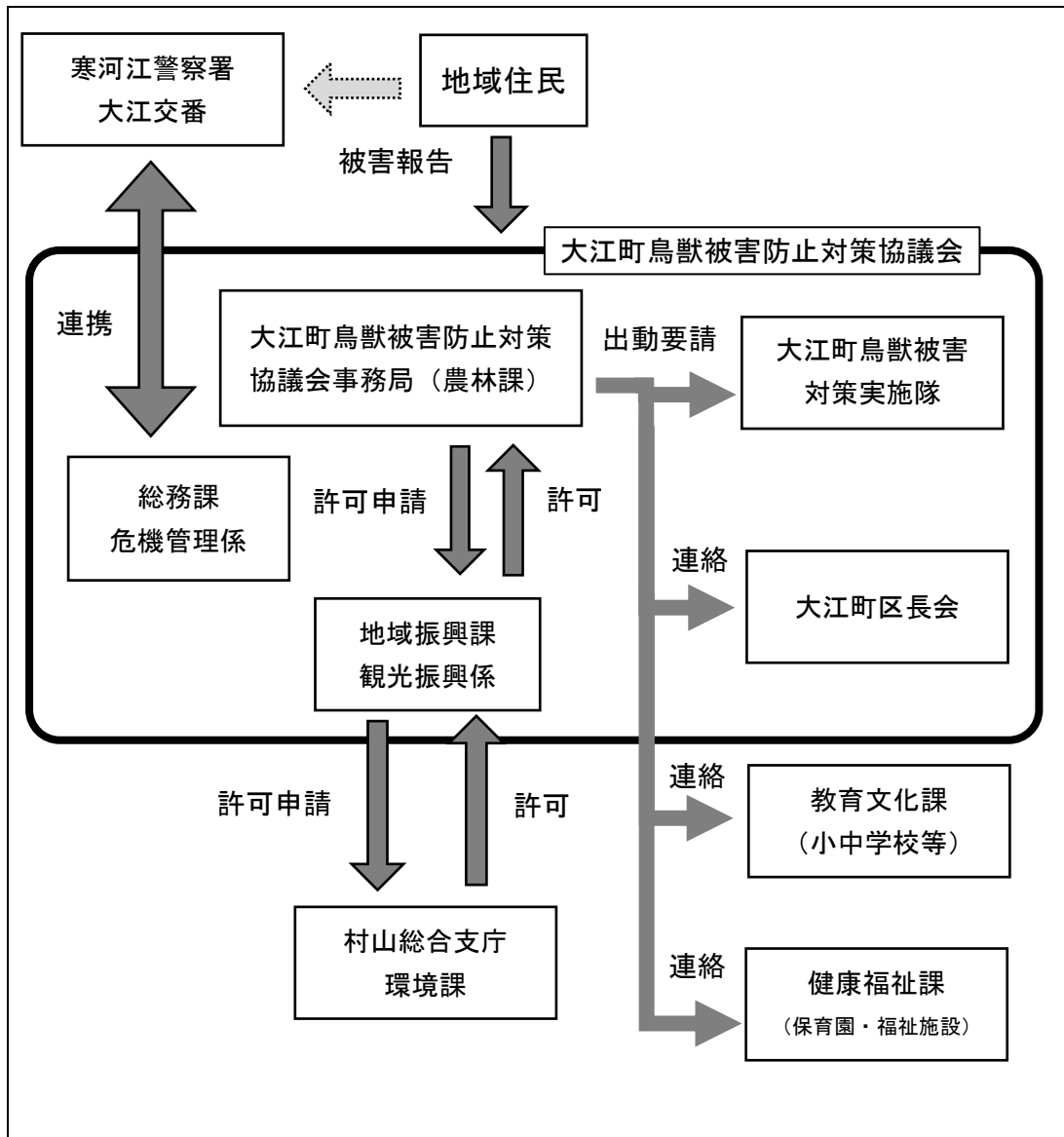
##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大江町役場	現場確認、関係機関等への連絡、住民広報
寒河江警察署 大江交番	現場確認、周辺警戒パトロール、住民広報
村山総合支庁 環境課	緊急時の情報共有、捕獲活動への指導助言
大江町区長会	住民広報
大江町鳥獣被害防止対策実施隊	現場確認、周辺警戒パトロール、捕獲活動の実施
村山総合支庁 農業振興課	鳥獣被害防止対策への指導助言

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、

- 猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
  - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲場所での埋設処分を基本とするが、イノシシやクマについては一部を狩猟者が持ち帰り、食肉として自家消費する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用予定なし (捕獲数や放射性物質の影響、施設・人員・予算の確保など課題が多く事業化は困難。)
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

整備予定なし
--------

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし
----

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大江町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
大江町	総括・事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
大江町区長会	有害鳥獣関連情報の提供、住民への周知活動を行う。
大江町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山形県村山総合支庁産業経済部農業振興課	被害防止の指導・支援を行い、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
さがえ西村山農業協同組合	地域を巡回し、営農指導・有害鳥獣関連情報

	の提供を行う。
西村山地方森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
大江町農事実行組合	地区および集落のとりまとめ、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
大江町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関するものを行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山形県村山総合支庁 保健福祉環境部環境課	有害鳥獣捕獲許可等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は町長が指名した職員及び大江町猟友会等で組織し、被害防止策の普及啓発及び捕獲の指示、追い払いの指導等により、鳥獣被害対策の普及推進を図る。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

効果的な捕獲活動を行うため、捕獲技術向上のための研修会を開催する。また、町内での農産物への被害区域が広がってきていることから、集落、地域住民が一体となった取組を展開し、被害防止を図っていかねばならない。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止

施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、西村山1市4町での連携を検討していく。

（注） 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。